

議員提出議案第 5 号

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書

みだしの件について、議会会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 27 日 提出

提出者	熊取町議会議員	坂上	昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野	慎治
賛成者	熊取町議会議員	石井	一彰
賛成者	熊取町議会議員	大林	隆昭
賛成者	熊取町議会議員	坂上	巳生男
賛成者	熊取町議会議員	渡辺	豊子

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教育活動の一環として教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により授業料を徴収しないこととされているが、その学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費以外の経費は保護者の負担となっている。

令和3年度学校給食実施状況調査によると、公立の小学校及び中学校において保護者が負担する学校給食費の平均月額、小学校では4,477円、中学校では5,121円であるが、物価が高騰している昨今においては、全体的に増加傾向となることは必至である。

この保護者負担である学校給食費は、年額にすると約5万円から約6万円と高額であることから、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村も増えてきており、地方創生臨時交付金を活用した臨時的な給食費無償化を行っている自治体も出てきている。これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長のため非常に重要であるという観点がある。

しかし、給食費無償化にあたっては、多額の財源を確保する必要があることから、それぞれの財政力によって恒久的に事業を実施することができる自治体は限られ、教育環境に自治体間格差が生じる恐れがある。よって、本町議会は、国に対し、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め国の責任において、全ての市町村で学校給食費の無償化を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 河合 弘樹